

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 署名地 (前2姓) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マダガスカル	マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	300,000千円 -----	H26.11.19 アンタナナリボア (同日)	日本側 細谷龍平在マダガスカル大使側 マダガスカル側 ・ララ・ラサフイトリア 外務大臣	H26.12.4 358号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。